

奨学金を借りている人へ 帰ってきんちゃい基金は卒業前に登録を

問 708-8501 津山市山北 520 次世代育成課 (市役所 2階) ☎ 32-2009
FAX 32-2157、✉ jisedaiikusei@city.tsuyama.lg.jp

日本学生支援機構や津山市の奨学金を借りている人が、在学中に「帰ってきんちゃい基金」に登録し、要件を満たすと、奨学金を返還する際に補助金の交付を受けることができます。

対象 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在学中で、令和6年3月31日までに卒業見込みの人

補助金額 無利子分=返還月額(上限2万円)の36カ月分、有利子分=返還月額(上限2万円)の24カ月分

申込方法 市ホームページから登録するか、次世代育成課に備え付けの申込用紙(市ホームページから印刷可)に必要な事項を記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは窓口で直接提出する



申込期限 3月31日(日)当日消印有効

※窓口での受け付けは、3月29日(金)午後5時15分まで

補助金交付の主な要件 次のすべてを満たす人

- ① 大学などを卒業後、津山市に通算3年以上居住する
- ② 津山圏域(津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町)で通算3年以上常用雇用される
- ③ 交付申請時に奨学金を36カ月分以上返還している
- ④ 交付申請時に満30歳未満

あなたの力が必要です

まち、人を守る 消防団員募集

問津山市消防団事務局(津山圏域消防組合消防本部内:林田) ☎ 22-1190

消防団は、他に本業を持つ団員が「自分たちのまちは、自分で守る」精神で、いち早い消火や救助、避難誘導活動などをする、地域の消防活動の中心になる存在です。仕事をしている人、学生など、男女関係なく、幅広い世代の人が活動しています。

あなたの大切な地域を守るため、明日のみんなの笑顔のために、消防団員として活躍しませんか。

入団資格 市内に在住または勤務している18歳以上の人

活動内容

平常時

地域の防火指導、啓発活動、応急手当普及活動など

災害発生時

消火活動、地震や風水害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導など

※消防団員は特別職の非常勤公務員です。年額報酬や退職報償金(5年以上勤務の場合)、公務災害補償など、手厚い制度があります

※入団方法など、詳しくはお問い合わせください



消防庁「消防団オフィシャルウェブサイト」はこちら→



マイナンバーカードで! 証明書のコンビニ交付

問市民窓口課 ☎ 32-2132

3月・4月は、住所変更などの手続きで市役所の窓口が特に混み合う時期です。マイナンバーカードを使うと、コンビニなどのマルチコピー機で市の各種証明書を発行することができます。

とき 午前6時30分~午後11時で各店舗の営業時間内(年末年始、メンテナンス日を除く)

対象 住民票の写し、印鑑登録証明書(本人のみ)、所得・課税証明書(本人の最新年度分のみ)

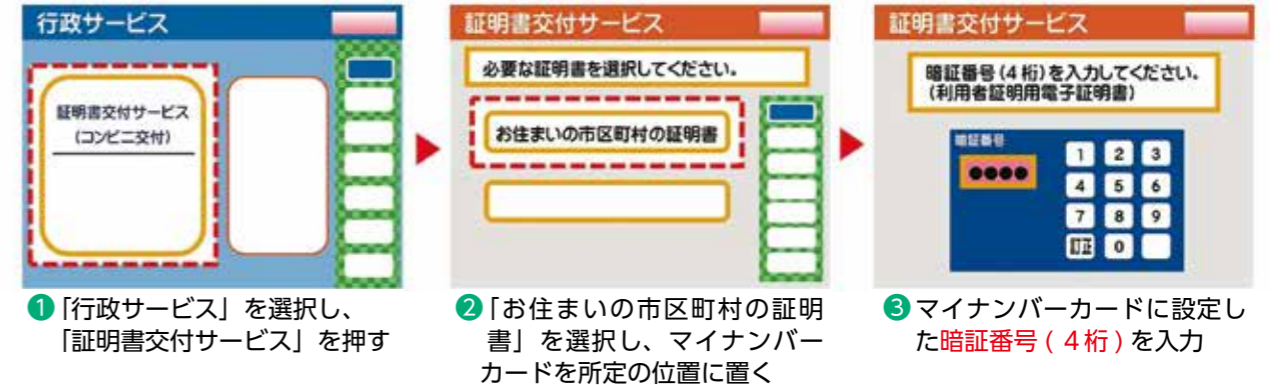
手数料 1通200円(市役所窓口での交付は300円)

対象店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ポプラ、イオン、マルナカ、ザ・ビッグ

※マルチコピー機を設置している店舗のみ

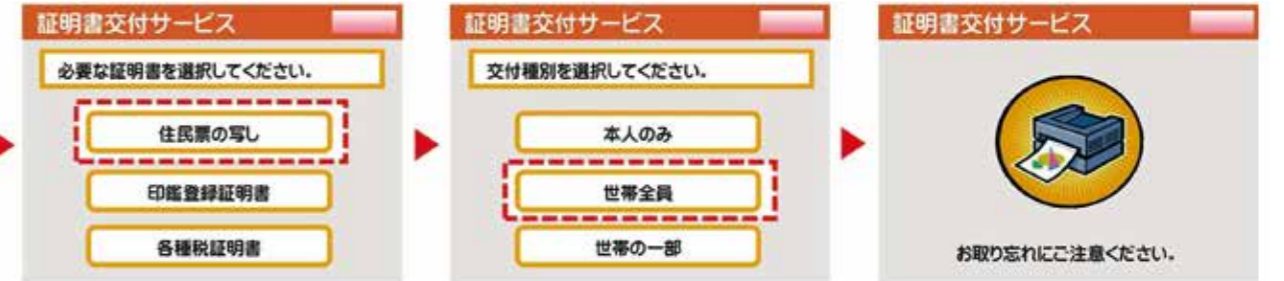
■マルチコピー機の操作方法



① 「行政サービス」を選択し、「証明書交付サービス」を押す

② 「お住まいの市区町村の証明書」を選択し、マイナンバーカードを所定の位置に置く

③ マイナンバーカードに設定した暗証番号(4桁)を入力



④ マイナンバーカードを取り外し、発行したい証明書を選択

⑤ 証明書の種別、記載項目の有無、部数を選択

⑥ 料金を投入口に入金し、印刷された証明書を受け取って完了

※マイナンバーカードの電子証明書を搭載したスマートフォンでも、同じ方法で交付できます(Android OSの対象機種のみ)。スマートフォンへの電子証明書の搭載や申請方法など、詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください



インターネットでも可能に 水道の使用開始・中止

問水道局お客様センター ☎ 32-2105

新築や転入で新たに水道を使う時、転居やしばらく水を使わないなど水道の使用を中止する時の手続きが、インターネットでもできるようになりました。

インターネットで手続き可能な期間

使用開始 水道の使用を開始する日が、申込日の2日後(土曜日・日曜日・祝日を除く)から60日以内

使用中止 水道を最後に使用する日が、届出日の翌日(土曜日・日曜日・祝日を除く)から60日以内

※この期間以外で手続きを希望する人は、ご連絡ください(受付=平日午前8時30分~午後5時15分)

